

双方向計量機能付きスマートメーターの適用拡大について

平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、双方向計量機能付きスマートメーターの適用拡大に向け、配線接続工法等の検討が完了し、下記のとおり、全工事機会に適用することいたしましたのでお知らせいたします。

記

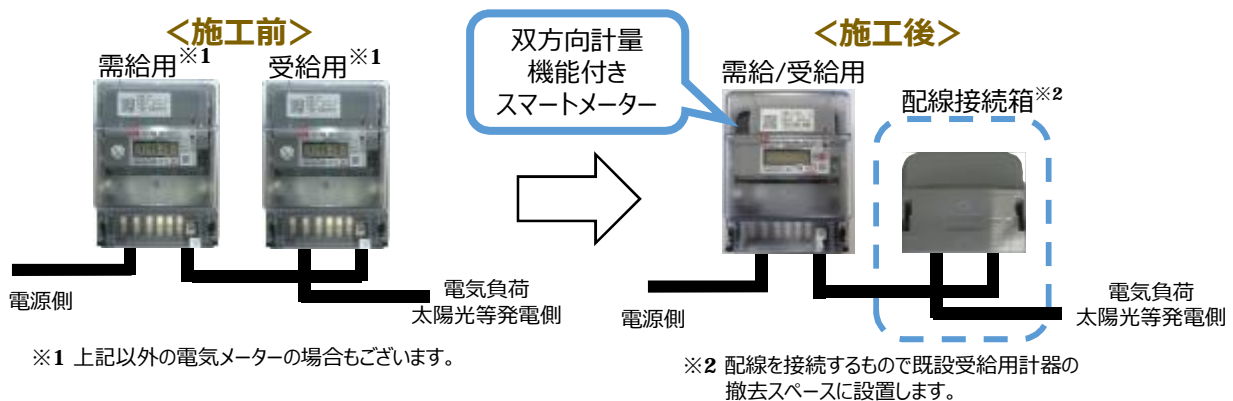
1. 双方向計量機能付スマートメーターとは

1 計器で順潮流と逆潮流を計測できるものであり、平成27年5月以降の受給契約申込受付分から適用開始しているものです。

(対象：単3／三相60A若しくは、単3／三相120Aの計器を設置できるお客さま)

2. 新たな計器配線形態

需給用と受給用計器の2台設置箇所（2計器配線準備済み含む）に対し、従来メーターの検定有効期間満了に伴う定期的な取替や新築等における新たな電気のご使用の申込み等の工事機会に合わせて、下図のとおり1計器化工事により、双方向計量機能付きスマートメーターを設置いたします。



3. 適用開始時期

以下のとおり、適用を開始いたします。

(1) 平成27年11月以降の計器工事分から適用

- ・2計器配線準備済みの受給契約申込み分
- ・需給用と受給用計器の2台設置箇所の計器取替分

(2) 平成27年12月以降の計器工事分から適用

- ・検定有効期間満了による計器取替分（需給用と受給用2台設置箇所）

4. 平成27年4月以前受給契約申込み受付分（未竣工分）について

上記適用開始にあたり、平成27年11月以降の計器工事分から双方向計量機能付きスマートメーターを適用させていただきます。また、2計器配線準備済みである場合は、需給用と受給用計器の2台設置させていただきますが、平成28年1月以降の計器工事分からは、全数1計器化工事による双方向計量機能付きスマートメーターを設置させていただきますので、1計器配線のご準備をお願いします。

なお、既に2計器工事を前提に工事費用をいただいている場合は、双方向計量機能付きスマートメーターを設置した場合に限り、返金させていただきます。

詳細については、お近くの関西電力へお問い合わせをお願いします。